

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線 4 2 4 7〕

① 件名	石巻市過疎地域持続的発展計画の策定について												
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 令和 3 年 4 月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 1 2 年度末までの時限立法）が施行されたため、同法に基づき、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画期間として、令和 3 年 1 2 月に石巻市過疎地域持続的発展計画を策定した。 現計画は令和 7 年度末で期限を迎えることから、本計画に基づく各種事業を継続するため、令和 8 年度から令和 1 2 年度までの次期計画を策定する必要がある。</p> <p>【目的】 同法に基づき、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指し、新たに次期計画を策定するもの。</p>												
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 基本計画 第 5 編 地区別将来展望</p>												
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和 7 年</td> <td style="width: 15%;">7 月</td> <td>宮城県担当者会議</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9～10 月</td> <td>庁内各課へ次期計画の素案を照会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 月</td> <td>宮城県ヒアリング</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 月</td> <td>宮城県と計画策定に関する協議 宮城県同意</td> </tr> </table>	令和 7 年	7 月	宮城県担当者会議		9～10 月	庁内各課へ次期計画の素案を照会		11 月	宮城県ヒアリング		12 月	宮城県と計画策定に関する協議 宮城県同意
令和 7 年	7 月	宮城県担当者会議											
	9～10 月	庁内各課へ次期計画の素案を照会											
	11 月	宮城県ヒアリング											
	12 月	宮城県と計画策定に関する協議 宮城県同意											
⑤ 主な内容	<p>石巻市過疎地域持続的発展計画を新たに策定する。</p> <p>【対象地区】 河北地区、雄勝地区、桃生地区、北上地区、牡鹿地区</p> <p>【計画期間】 令和 8 年度～令和 1 2 年度（5 年間）</p> <p>【計画書の構成】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の概況 (2) 人口及び産業の推移と動向 (3) 行財政の状況 (4) 地域の持続的発展の基本方針 (5) 地域の持続的発展のための基本目標 (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 (7) 計画期間 (8) 公共施設等総合管理計画との整合 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 3 産業の振興 4 地域における情報化 5 交通施設の整備、交通手段の確保 6 生活環境の整備 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 8 医療の確保 9 教育の振興 10 集落の整備 11 地域文化の振興等 12 再生可能エネルギーの利用の推進 13 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>(1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 計画 (4) 公共施設等総合管理計画等との整合をそれぞれに記載</p> </div>												

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>過疎地域の持続的発展に係る事業を総合的かつ計画的に推進することが可能になるとともに、過疎対策事業債（充当率100%、交付税70%算入）の活用が可能となる。 ※ 合併後の過疎対策事業債活用額（令和6年度まで）：6,453,200千円</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>県内全過疎市町（6市10町）の策定状況 [令和7年第4回定例会で策定済] 気仙沼市、東松島市、七ヶ宿町 [令和8年第1回定例会で策定予定] 石巻市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大郷町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市過疎地域持続的発展計画の策定について提案 3月 国及び県へ計画書を提出</p>
<p>⑨ その他</p>